

平成26年 第1回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成26年1月6日(月)
開会 午後1時00分 閉会 午後2時40分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第5会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課 吉田 誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
- (1) 議案第1号 京丹後市地域公民館長の公募について
- (2) 議案第2号 京丹後市資料館長の公募について
- (3) 議案第3号 京丹後市指定文化財の諮問について
- (4) 議案第4号 海の京都 全国語り部フェスティバルの開催に係る後援について
- (5) 議案第5号 専決処分の承認について(行政財産の用途廃止について)
- (6) 報告第1号 土曜日を活用した教育活動について
- 8 その他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり(全18頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成26年2月5日

委員長 小松 慶三

署名委員 文珠 清道

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
社会教育課長 土出政信、子ども未来課長 中村八寿子、
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただ今から「平成26年 第1回京丹後市教育委員会定例会」を開催致します。

改めまして、新年おめでとうございます。今後もどうかよろしくお願い致します。委員の皆様におかれましては、午前中は京丹後市の賀詞交歓会ということでご出席いただきました。ご苦労様でございました。また、職員の皆様方におかれましては米田教育長の下、昨年は本当に多くの、そしてまた大きな課題について、それぞれのお立場で真摯に取り組んでいただきました。まずもって厚く御礼を申し上げますとともに、今年もどうかよろしくお願い致したいと思っております。しかしながら、そうした中でございますが、昨年の12月13日には地方教育審議会の方で総会が開催されました。今後の地方教育行政の在り方についての方針が取りまとめられたところでございます。そうした中で、責任の所在の不明確さ、あるいは審議の形骸化、危機管理能力の不足といった言葉が繰り返し出てくることは、何か寂しい気持ちがするところでございます。教育委員会全体が批判的に見られていくところは大変残念に思いますが、私ども京丹後市教育委員会は課題を見のがさず、また内容によっては市民の皆様の意見を聞きながらやってまいりました。不十分でありました点は反省し、関係団体や組織と連携を密にしながら努力して、市民の皆様の信託に答えていける教育委員会でありたいと思うところでございます。

それでは、次に米田教育長から、平成25年第17回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心といたしまして、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

それではみなさん、改めましておめでとうございます。健やかな新年をお迎えになったことと思います。新しい年を迎えましたけれども、本年度まだしばらくあるわけですが、統合保育所に関わる問題、それから学校再配置、教育改革構想の推進、また丹後建国1300年事業の推進等、多くの大きな課題を抱えてのスタートでしたけれども、そのほとんどを皆様のご協力によりましてほぼ予定通りに進めることができました。皆さんの熱心な審議、また、それを実行するための事務局職員の奮闘、また、それを受け止めて真摯に取り組んでいただいた保育所・学校関係者・社会教育関係者の方々に心からお礼を申し上げたいと思っております。今、委員長が言われましたけれども、教育委員会制度見直し論議

の中に教育委員会議の形骸化ということが強く言われておりますけれども、先日も教育委員さんと文教厚生常任委員会との懇談会でも、文教厚生常任委員さん方から、京丹後市教育委員さんの報酬が安いという声もありましたけれども、本当に様々な課題についても研修し、また活動もしていただいているという事が伝わっているからだというふうに思っております。

今年度の締めくくりとなりますこの3ヵ月、また来年度に控えている大きな取り組みに、皆様のご意見や提言をしっかりと踏まえて教育委員会事務局や学校に反映させていきたい、そして、数々の大きな課題や事業を必ず成功させたい、こんな気持ちで臨みたいと思っております。どうぞ本年度もよろしく申し上げます。

それでは、動静についてメモを作っておきましたので、見ながら聞いていただけたらと思います。

【動静表を朗読、説明】

<小松委員長>

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

<小松委員長>

次に会議録の承認を行います。第17回の署名委員は野木委員です。会議録につきましては、お手元の方に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

<全委員>

了承。

<小松委員長>

それでは、原案どおり承認と致します。

<小松委員長>

本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

文珠委員を指名致しますのでお願い致します。

<小松委員長>

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

はじめに、議案第1号「京丹後市地域公民館長の公募について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきまして、教育次長の方から提案説明します。

<吉岡教育次長>

失礼します。

議案第1号「京丹後市地域公民館長の公募について」説明をさせていただきます。

公民館につきましては、先ほどありましたように、昨年12月議会におきまして公民館

再編計画の策定及び公民館条例の一部改正を議決いただいております。本年4月から、中央公民館の設置、地域公民館は現状通りの6館を設置、地区公民館を条例から外しまして自治公民館として運営を行っていくことが決まっております。

その中で、地域公民館につきましては、現在の館長の任期がこの3月末で満了となりますので後任の館長を任用する必要がありますが、先ほど申しました今回の公民館の再編に伴い、運営の大幅な変更が生じてきますので、現在の公民館長に引き続きお願いしたいと考えております。ただし、峰山地域公民館長の田崎氏から退任の申し出がありましたので、これを了承し、後任の館長を選任するため、別紙募集要項のとおり公募することと考えております。

応募条件につきましては、公民館業務の遂行に熱意と関心を持っている方で、峰山地域公民館業務につきましては峰山町地域を対象とした業務が主となっておりますので、峰山町内に居住されている方という住所要件を定めております。

選考方法は、作文と面接試験を行います。応募方法等は、募集要項に記載のとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第1号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願い致します。

<野木委員>

確認をさせて下さい。資格条件の中で、応募条件のその中の資格条件で(2)の峰山町内に居住している方というのがあります。意味合いはよく分かるのですが、こういった例えば違う地域の公民館の運営に携わりたいというような方がいらっしゃる場合、門を広げるといような意味合いでのお考えというのはないのでしょうか。

<吉岡教育次長>

先ほど少し申しました通り、できましたら峰山町内の方にお世話になりたいと考えておりますので、現状としてはこういう形での公募をさせていただきたいと思っております。

仮に、もしおられなかった場合はまた再度公募をかけることになると思いますが、その時にはちょっと門戸を広げるとかいう対応も必要になってくる分があるかなと言うふうに思っています。

<野木委員>

その場合は、またこういった会議の中で条件変更なんかの確認と言いますか、承認をするという事ですか。

<吉岡教育次長>

その時期に、機会があればそういう形で、何かの形では報告をさせていただきたいと思っております。

<小松委員長>

田崎氏の任期は1年ですか、2年ですか。

〈吉岡教育次長〉

2年です。

〈小松委員長〉

丁度任期の満了ということにはなるのですか。

〈吉岡教育次長〉

そうです。この3月末が任期の2年の満了になります。それで、公民館長の方につきましては途中で辞められた場合は補欠の形になっておりまして、1年で辞められて次の方がなった場合、2年間ではなくて1年でということで、全ての方がこの3月末で満了という形になっています。

〈文珠委員〉

今の説明で分かったのですが、任期満了に伴いということとで全員の方が任期満了だと。あえて峰山公民館の館長の公募についてということが議案として出てきたというのは、次に再任がされないという確認が取れたからということですね。

〈吉岡教育次長〉

そうです。

〈文珠委員〉

ということは、任期が満了ですけども、引き続きお願いが出来る方は別に公募ということとは関係なくして、そのまま手続き上としてはそのまま再任されていくということですか。

〈吉岡教育次長〉

その通りでして、引き続きお世話になりたい方につきましては、改めて次回かその次の教育委員会議会で人事議案として出させていただく予定にしています。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。議案第1号「京丹後市地域公民館長の公募について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第2号「京丹後市資料館長の公募について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第2号「京丹後市資料館長の公募について」説明をさせていただきます。

これにつきましては、現資料館長の三浦氏の任期が、こちらの方も2年なのですが、3月末で満了となりますが、三浦氏から退任の申し出がありまして、これを了承し、後任の館長を選任するため、別紙募集要項のとおり公募することとさせていただいたものです。

応募条件につきましては、文化財に関する知識を有し、文化財の保護普及啓発に熱意と関心を持っている方で、先ほどと、公民館の方と比べますが、こちらの方については京丹後市内全域からという条件で居住をされておられる方ということにしています。

選考方法につきましては、作文と面接試験を行います。応募方法等については、募集要項に記載のとおりです。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第2号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈吉岡教育次長〉

ちょっと補足させていただきます。先ほど質問がありましたので、こちらの方も説明させていただきますが、資料館長の方は補欠の規定がないです。ですから途中で辞められましたらそこから2年という形になります。ただ、三浦さんの場合は丁度、今季で4年、2年任期が2回で、4年の任期が満了の時期になっています。

〈小松委員長〉

前回公募させていただいた時にもご説明いただいたものですが、どうしてもこういった場合はそういうところの方面に詳しい方じゃないと、思うのですが、そうですか。

〈吉岡教育次長〉

その通りでございます。資料館長という職からいろんな場所で説明もしていただかなければいけないと思いますので、単に施設の管理だけではなくて、そういう文化的なことには知識がある人でないとなかなか務まらないと思っています。勤めていただいてから、もちろん勉強もしていただいたりして対応もしていただくことになるのですが、そういうことに少し知識のある方が良いのではないかなと思っています。文化財保護課の方ではいろいろと検討もしてもらおうことになると思うのですが、なかなか人選が大変かなという思いを持っております。

〈小松委員長〉

それが一番気がかりな部分かなと思います。

〈森委員〉

確かに資料関係というか文化財に詳しくなければ、この前、資料館を視察させていただき説明をしていただいた時に、ふんふん、ふんふん、と聞いて聞かせていただいたのですが、かなり精通させた方なんだろうとは思っていましたが、もし公募をされても専門的な知識のない方は、ただの館長という用語弊があるかも分からないのですが、館長で、説明を必要とされる方が来られた時には文化財保護課の方で対応というか、そういうことまでは考えられないのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

今の館長のようにできない方がなる場合もあると思いますので、必要がある場合には文化財保護課の方で対応という事になると思います。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第2号「京丹後市資料館長の公募について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第3号「京丹後市指定文化財の諮問について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長の方から説明提案します。

〈吉岡教育次長〉

それでは、議案第3号「京丹後市指定文化財の諮問について」説明をさせていただきます。

文化財保護法第182条に地方公共団体の事務が規定されておりますが、同条第2項で「地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形

民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。」としております。この規定に基づきまして、京丹後市におきましても文化財条例を制定し、この条例第3条第3項で「指定文化財を指定する場合は、教育委員会は、あらかじめ京丹後市文化財保護審議会の意見を聞くものとする。」としていること、また、第9条で「文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、指定文化財の指定に関する事項に関する調査及び審議を行い、その結果を答申すること。」としているため、別紙諮問書に記載している2件のものについて、指定文化財に指定することに関し、諮問を行うものです。

今回、指定をしようとするものにつきましては「網野町新庄の霧降りの滝と久美浜町市野々の無名の滝」ですが、これらのものは、文化財の種類としては「名勝」の「溪谷及び溪流」となり、風致景観の優秀なもの、名所として価値の高いものとして指定しようとするものです。

今回の選定に際しましては、資料1にありますように、既に文化財保護審議会の方で、文化財の関係でいろいろと検討してきていただいておりますが、改めて正式に文化財としての価値を再検討していただき、指定文化財として適当かどうかの意見をいただくこととするものであり、指定するかどうかにつきましては、答申があつてから改めて審議をいただくものになります。

なお、京丹後市内で名勝として指定されている文化財としては、国指定が「琴引浜」の1件、府指定が「宗雲寺庭園」の1件、市指定が「五色浜」の1件となっており、滝については現在のところ指定がないということをおし添えます。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

<吉岡教育次長>

すみません、ちょっと追加です。

諮問書の諮問の中に2つありますが、「霜降りの滝」と書いてあるのが「霧降りの滝」の間違いですので訂正をお願いします。

<小松委員長>

訂正をお願い致します。

<小松委員長>

議案第3号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<文珠委員>

この滝について、指定文化財に指定することによりまして、関係する法律と申しましうか、こういうことの規制が変わるとか、こういうことに対しては助成が出るのか、そういうような関係は何か出てくるのでしょうか。

<吉田文化財保護課長>

一応、指定文化財等保全補助金という市の補助金制度を持っております。従いまして市

の指定になりますといろんな面で多少なりとも補助の対象となります。それから併せて京都府の方も社寺等保全補助金という制度がありまして、史跡等についても一応補助の対象にしております。従いまして、いろんな場合があろうかと思えますけれども、協議の対象にはなるということでございます。

<吉岡教育次長>

それから、指定文化財となりますとその文化財を何かの形で変更するとか所有権が変わるとか、そういう時には一応報告していただかなければいけないことになってくると思いますので、所有者の方が勝手にいろんなことをするという事に制限がかかります。それで、指定文化財にする時にも所有者の方には一応了解を得ておくことの手続きも必要になってくるというふうに考えています。

<小松委員長>

その所有者といわれたら、その土地があるところの地権者の事を言うのですか。あるいは、その地域も含めての事ですか。

<吉田文化財保護課長>

まだ調査が出来ておりませんが、その場所の地権者、地主が誰かを調べます。個人の場合だったら個人の同意、それから河川の流域ですので、市の管理河川か京都府の管理河川かによって変わるので、その同意も必要になると思っております。それから全体的には地域、区の方の同意も必要だろうと思っております。今後調査を進めた上で、指定するという形になります。

<小松委員長>

まず教育委員会の中での審議をした上でということですね。

<吉岡教育次長>

先ほど少し申し上げました通り、何もなしで諮問をしたり審議をしたりするわけにはいかないの、一応先ほども言いました通り審議会の方ではここにある滝を全部確認に行っておりまして、指定文化財として検討するのは良いのかどうかというようなこともすでに現地を見てもらっています。それで、1番にある味土野大滝を1番と書いているのですが、実はこれも結構な滝なのですが、周辺の道路等がきちっと整備ができていないので、見に行くことが困難なのです。ですから、先ほど言いましたように、名勝とかそういうのが自然にあると安全に見に行くことができたり、そういう事も必要になってくるので、今回は見合わせをしたいということで、ある程度観賞とかいろんな形で活用も可能だろうという無名の滝と霧降りの滝を今回は検討させていただきたいというふうに考えています。

<小松委員長>

こういったたくさんある中で、どういう基準でされたのかすごく具体的な事を聞こうかなと思っていたところでした。

<野木委員>

私も、その部分をお聞きしようと思っ­ていまして、同じような質問になるかとは思­うのですが、そもそも論として、この文化財という指定をしていくということにおいては、この指定をすることによって何らかの方々がここに見に行くであろうと、だからそのアクセスがしっかりしていないと指定はしないのだということだと思­うのですが、そもそも、その保存をしていこうという部分になると、人がいかないような秘境の地であっても、これは守らなくてはいけないというものを指定するという考えも同時にあるんじゃないかなと思­うのですが、どんなものでしょうか。

<吉田文化財保護課長>

その関係につきましては、今、野木委員さんの言われるように審議会の方でもいろんな意見があり、同じような意見がありました。ただ、先ほど次長が言いました通り、味土野大滝については今のまま指定をすると崖となり、非常に危ないような所を降りて行ったりだとか、不慮の事故だとかそういう怖さがあると感じており、もう少し様子を見ながらの方が良いのかなという気がしております。

おっしゃられるようにいろんな考え方があって、それを指定することによって、環境も整備するというのも1つの考え方だと思いますけれども、今のままですと、人に危険があるような所もありますので、ちょっとその部分は考慮が必要になります。

<文珠委員>

選考の選定の視点ですけれども、これは野木委員が言われたところの視点だろうというふうに思って大事な事だと思いますし、また、滝というのは信仰と申しましょうか、昔から地域の行事の中心であるようなところもあるわけですし、そういったことがなされている滝というのは1つの選考基準でないかなというような気がいたします。それから、守っていく上で世界遺産なんかはその地域がいかに大事にして文化等に関わってきたか、また保全するようなことをしているか、ということが大きな選考基準であるように聞いています。やはりそういった地域との関わりというものが選考基準には必要だったのではないかなというような気がします。

<吉岡教育次長>

今、文珠委員が言われたようなことは全てやっぱり必要だと思いますので、今回の諮問の段階では一応これくらいの分を候補として挙げさせていただくのですが、実際に審議をしていく中では、いろいろと地元との話し合いを十分にさせていただいた上で決定していく必要があるかなと思っ­ていますので、手続き的なことについて地元からいろいろな意見も聞きながら、先ほど言いました制限もかかってくる分もありますので、そういうことも含めての話し合いをさせていただいて決めていきたいと思っ­ています。

<森委員>

決められた暁には、子どもたちにも是非、京丹後にはこんな良い所も綺麗な所もあるのだよというようなことを発信していけるような形で、道中の道路の整備とかというのは勿論ですけども、是非みんなが京丹後に生まれてきて良かった、ということを感じられるようなことに活用していただきたいなと思っ­ています。

〈吉岡教育次長〉

そのことも含めて、検討させていただきたいと思っています。網野町の新庄の方につきましては、道路沿いということもあって、既に旧町の時に少し公園化されて行きやすい場所にはなっています。久美浜の方は少し奥に入って行かなければならないので、今すぐにはなかなか対応は難しいかと思いますが、やっぱり指定する以上は先ほどの事も重なるのですが、見に行けるような状態にしていく必要もあるというふうに思っていますので、そういう事も含めてまた検討をさせていただきたいと思っています。

〈小松委員長〉

他、特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第3号「京丹後市指定文化財の諮問について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第4号「海の京都 全国語り部フェスティバルの開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第4号「海の京都 全国語り部フェスティバルの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、日本全国にある昔話や民話、伝説などの地域の宝の文化を活かしたものを全国で活動する語り部が、京都府北部に集い、語り継ぐべき内容を披露する大会を開催し発信することにより、語りの大切さや必要性を感じるとともに、文化の伝承を促すことを目的として全国語り部フェスティバルとして実施がされるものです。

また、今回は海の京都・丹後地域は、全国の語り部の活動のモデル拠点として、観光活動とも連携し、重要性をアピールすることに努められるというふうに聞いております。

主催は、丹後観光口コミ大使 語り部の会、会場は京都府丹後文化会館、期日は平成26年3月22日、申請者は丹後観光口コミ大使 語り部の会 会長 久保善康氏となっております。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第4号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

素晴らしい機会だというふうに思って、是非後援をお願いしたいと思います。その中に、何の話が出るのかなというのがちょっと分かりにくいのですが、そういった情報はありますでしょうか。

〈吉田文化財保護課長〉

どういう題目についてということまでは詳しく聞いていないのですが、この語り部の会というのは平成22年8月に設立されて、今、26名の方がおられて、京丹後市の方が14名というふうに聞いております。それぞれの方が自分の得意な演目を持っておられます。そういったことでいろいろと活躍をしておられますし、ちなみに25年の実績を見ますと、例えばこの前11月に大宮のアグリセンターで音楽のまちづくりの時にガラシャの話をしておられます。それから丹後の宝物展等々を含めて本年度は聞いておるだけで7回、それから昨年度が16回大きなものとしては取り組みをしております、その他にも各学校等については無料で、講師をして、語り部をやっておるといようなことも聞いております。羽衣天女だとか、地元にある題目だとは思いますが、ちょっと詳しく何の話をするかということまではちょっと聞いておりません。

〈小松委員長〉

最後のページに後援団体が載っているのですが、後援の欄に京都府教育委員会、市が入ってはいるけど各市の教育委員会というのはどうでしょうか。

〈吉田文化財保護課長〉

一応、今のところ京丹後市だけが、今日になっておまして、他のところは一応後援をもらっているということです。

〈小松委員長〉

これは原稿だという考え方をしたらいいのですか。

〈吉田文化財保護課長〉

はい。そうです。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第4号「海の京都 全国語り部フェスティバルの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第5号「専決処分の承認について（行政財産の用途廃止について）」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これにつきましても教育次長から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第5号「専決処分の承認について」説明をさせていただきます。

今回専決処分を行いましたのは、行政財産の廃止による普通財産への用途変更ですが、まず、京丹後市教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定では、専決した事項につきましては、次回の教育委員会に報告し承認を得なければならないと規定されておりますが、専決日が平成25年7月31日であったものが、今教育委員会の報告となり遅くなったことにつきまして、事務の不手際であり、大変申し訳なくお詫びを申し上げたいと思います。

用途を廃止した財産は、旧大宮第三小学校のグラウンドの一部について、普通財産への用途変更をしたものです。旧大宮第三小学校のグラウンドは、学校再配置に伴い、昨年4月に学校施設から社会体育施設に用途変更しましたが、木材チップ工場建設用地の一部とするため、昨年5月の教育委員会臨時会で京丹後市社会体育施設条例の一部改正について承認をいただき、昨年6月議会におきまして条例改正を議決いただき、教育財産である社会体育施設からは削除をしております。これに伴い、7月31日付で行政財産から普通財産に用途変更し、教育財産としての処分をしたものの報告が出来ていなかったものでございます。

また、財産の所管は農林水産環境部の方へ所管替えを行っております。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第5号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願い致します。

〈野木委員〉

経緯はわかりました。この図面を見せていただくと、グラウンドの所と校舎の所との境目とか、その辺りは何か壁みたいなものは作られるのですか。

何もそういうものはなくて、自由にやっていたりするのですか。

〈藤村教育総務課長〉

境につきましては、フェンスという形になるかどうかは未定ですけど、何らかの形で侵入できないような形での処置をさせていただくということのようでございます。

ちょっとフェンスになるのかロープ的なものになるのかは、ちょっと今まだそこまでは決まっていないという事です。

<野木委員>

これ、ちょっと図面ではよく分からないのですが、校舎ぎりぎりではなくて、ちょっとグラウンド側に入っているといいますか、4、5 m校舎と離れているぐらいの感じですか。

<藤村教育総務課長>

側溝がありまして、その部分で分けているという。

<野木委員>

側溝で分けている。じゃあそんなに距離はない。

<藤村教育総務課長>

無いと思います。

<野木委員>

そうですか。

では、境目ができるようにお願いします。

<文珠委員>

まるごとほとんどですね。一部というより。

<吉岡教育次長>

一部と申し上げたのですが、ほとんどです。載らない分につきましては、この土地の中に里道とか水路とか民地ではない部分が学校の当時の時からありますので、それについては、そこに渡すわけにはいきませんので、まだこちらの方で管理をするという形になります。それで、多分場所を少し移動させる手続きを取るのではないかなというふうに思います。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第5号「専決処分の承認について（行政財産の用途廃止について）」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

次に、報告議案が1件ございます。報告第1号「土曜日を活用した教育活動について」を議題としますので、説明をお願い致します。

〈山根学校教育課長〉

失礼します。学校教育課の山根から報告第1号を説明させていただければと思っております。平成26年度におきまして、土曜日を活用した教育活動を進めるに当たり、平成25年度の経過と平成26年度の取り組みの方向性について報告をさせていただきご意見をいただきながら、できるだけ早い時期に学校長に説明をしたいと考えておりますので、お配りをしております資料を使いまして説明をさせていただきます。

まず一番目に、土曜日活用検討の経過でございます。5月10日の日に検討会議を設置致しまして、12月末までに6回開催をしております。年間あと2回の計画をしておりますけれども、(ウ)の所にかいておりますがこの6回までに学校経営と土曜日活用、あとの2回におきまして学校経営と放課後学習について検討を行いたいと考えています。参考資料と致しまして資料1、資料2を添付しております。資料1につきましては小・中学校から選出をいただきました校長並びに教頭および教務主任の代表の方で検討会議を作り、教育委員会事務局の職員が入らせていただいて庶務を執ってきたところでございます。またこの検討会議と並行しまして、実践研究を平成25年度の2月から開始をしております、その状況を検討会議で分析をさせていただくと共に課題解消に向けた協議をしてきたという事になっております。

2番目の土曜日活用の試行的実践研究ということで、今言わせていただいたように2学期から行っているということ、それから小中一貫教育と連動させた形で、平成25年当初から峰山中学校においては先行実践研究をしていただいております。その資料を、資料3に峰山中学校の年間の計画、その次のページからは9月以降の各小・中学校で取り組んでおります土曜を活用した教育活動の内容を記載した資料の添付をさせていただいております。このような状況を受けまして、平成26年度における実践研究ということで、検討会議の中でその方向性を示していただいております。趣旨・ねらいでございますが、教育と学びのまち京丹後の実現に向けまして、土曜日を活用した新たな教育活動やこれまでから実施されている各学校の教育活動に創意工夫を加えながら子どもたちの豊かな学力の確立、豊かな心と健やかな体の育成など、生きる力を一層育む実践研究に取り組んでいきたいというようなねらいを示させていただいております。続きまして(イ)の部分ですけれども、これまで平成25年度の分析も踏まえまして、社会教育団体との調整も図ることも必要だという事でございますので、第2土曜日を仮称でございますが「京丹後わくわく学びサタデー」の日ということを全面的に打ち出しながら26年度は取り組んでいきたいと思っております。現在仮称でございますので、後ほどまた検討会議の中で内容については検討をしていきたいと思っております。それから教育課程の位置付けの関係でございますが、原則としては教育課程に位置付けない取り組みとするという方向性を示させていただいております。ただし、目的・内容・実施体制、勤務体制の事でございますが、これが整う場合には校長の判断によって教育課程に位置付けて実施が出来るというような但し書きも付けさせていただいております。この実践研究におきましては、午前中の半日ということを原則としておまして、児童・生徒の実践研究日、授業日になりますけれども振替は行わないというような整理をさせていただいております。1枚めくって下さい。実施方法になります。このことにつきましては、学校や地域の実情によって第2土曜日の実施が困難な場

合は取り組みを行う必要はないという整理をさせていただいております。ただし、社会教育団体などの活動に影響を及ぼさない場合は第2土曜日以外の土曜日を活用し実践研究を行う事が出来るとしております。次の②ですけれども、各学校の実情や特色、中学校区での取り組みなどを踏まえまして、学校が主体的に実施内容を企画立案し、保護者や地域との密接な連携・情報提供により実施をするという方向性を示させていただいております。それから、これは前から実施をしております学校行事との関係を（オ）で示させていただいております。これまでから各学校が実施をしてきました学校行事や教育活動に制限を加えるものではないということと、土曜日活動と学校行事などの実施目的をはっきりとさせながら取り組んでいくという整理をしております。ただし、これまでから行ってきた学校行事や教育活動などを先ほど示しました（仮称）京丹後わくわく学びサタデーとして実践研究を取り組む場合は趣旨やねらい、また地域社会への公開を一層拡大するなどの観点を取り入れながら再設計を行い、子どもたちの学ぶ機会を充実する取り組みになるよう各学校で考えていただくというような整理をしております。それから教職員の服務ですが、実践研究日については勤務日とし、従事時間については勤務の振替により対応をするという事でございます。それと、実際にその振替がどのようにできるのかということにつきましては、今後教育委員会においてもその具体的な取り組み方法を例示してまいりたいというような考え方を持っております。

以上、平成26年度から土曜日を活用した教育活動についてご説明をさせていただきましたので、よろしくお願い致します。

<小松委員長>

ただ今、報告第1号をご説明いただきました。
何かご質問等ございましたらお願い致します。

<文珠委員>

土曜日を活用した教育活動について検討がなされたことについて報告がございまして、これからやっていくというわけですが、中心となるのは仮称であります京丹後ワクワク学びサタデー、毎月第2土曜日をあてて活動していくということが中心なのかと思えますけれども、第1回の会からの検討会議の経過を拝見しますと、やっぱり社会教育団体とそれから地域の行事、また学校行事等との兼ね合いを十分に検討していくべきだと、検討していかなければいけないというようなことが出ております。本当にそこら辺は提案の時によく取り入れていただきたいと思うのですが、今あります社会教育の中で、土曜日の確か取り組みが各町であるかと思えます。その兼ね合いがどうなるのかもやっぱり検討されているのだらうと思えますけれども、それもそうですし、それから先生については普通の勤務日だと、子どもに関しては授業日ではないという感じで良かったですか。だけどそれを京丹後ワクワク学びサタデーでやっていくという事になりますと、参加される子どもたちは任意で参加されるのでしょうか。それともやっぱり学校として先生方も出てこられる、職務として出てこられる場合は授業じゃないけれども必ず来ていただくような方向で考えておられるのか、そこら辺はどうかと、ちょっと聞いてみたいと思えます。

<竹本教育理事>

今おっしゃっていただきましたように、このわくわく学びサタデーについては教育課程

外というのを基本にしておりますので、教員については勤務日というふうにしておりますけれども、いわゆる授業日としては扱わずに、基本的に子どもについては自由参加という形になります。ただ、できるだけ多くの子どもたちに参加をしてもらいながらこの土曜活用の事業を深めていきたいというふうに思っておりますので、学校ではできるだけ多くの子どもたちに参加を呼び掛けていく、そういう取り組みになっていくというふうに思っております。

<野木委員>

この検討会議を進めるにあたって、いつも地域と連携したというか、地域と地域の皆さんにいろいろご指導をしていただいたり、地域ということがいつも教育のことでキーになるのですが、そうであるならば、どういうふうにこの内容が決まってくるのかというようなことが地域の方にも事前に告知できないものかというのがありまして、地域は地域でそれぞれいろんな地域の行事だとかいろんなものがある。お手伝いしようと思ってもなかなかできない事情も出てくる。そういう中で事前にそういうような方向が決まる過程をオープンにすれば日程調整もしやすくなるかなと思う部分もあります。

それと、もう一つ突っ込んで考えてみると、そもそもこの検討会議のメンバーそのものにこの学校だとか教育委員会とかそういったくくりの人じゃない外部の方の参加を検討されてはどうかと、委員として招へいされて、いわゆる地域の方々と一体になった検討をしていくというような形が出来ないかなというような思いがあります。それは教育という中での非常に難しい部分はあるかとは思いますが、やっぱり地域との連携というのであれば、こういう時こそ外部の方々の考えとか、そういったものも必要ではないかなと、そんな思いがあります。以上です。

<山根学校教育課長>

委員ご指摘のとおりだと思っております。ただそこまでの準備が今の段階でできていないというのも実態でございまして、先ほどの名簿の中には社会教育課長も入って今年の2月頃だったと思いますけれども、青少年を対象にした社会教育団体には社会教育課から事前に毎月第2土曜日を2学期から行いたいというような情報提供をさせていただきながらいろいろな意見をいただいております。ただ実態といたしまして第2土曜日だけではできない学校があったということから、それが第3土曜日になったり、第1土曜日になった、そこでいろいろな課題が生まれてきたという状況もございまして、それであれば学校運営をまずどうやっていくのかというところから検討をし始めましたので、今日の報告になったような次第であります。今後は教育長も申しておりますけれども学校支援地域本部事業との連動も考えられると思っておりますので、そこの連携を密にしながらやっていくためにも、先ほどご指摘をいただいたような委員の方を、地域の方また保護者の方で入っていただくことも今後は考えていきたいと思っております。

<野木委員>

ありがとうございます。どこの段階で地域の方々に入っていただくかという、そういう問題かなと思うのです。別に最初からではなくても、やっぱり実施する過程の中でどこかの部分で地域の方々が入ることによって、いわゆる教育のこういった形、教育委員会だとかそういったものも地域の方々にやろうとしていることが発信できますし、京丹後市の私

もこの教育委員会に入らせていただいて、京丹後市の教育委員会のみなさん、本当にいろいろ試行錯誤されているんな動きをされているというのは重々分かっておるのですが、もう一つ踏み込んだものもできる皆さんだと思いますので、是非どこかの部分で地域の方々を巻き込んだ計画をお願いしたいと思います。

<文珠委員>

野木委員のご意見の関連といえば関連なのですが、私も地域を巻き込んだということの中における計画を立てていく上で以前から思うことがあります。といいますのも、学校の行事を例えば26年度の学校行事を決める場合に、だいたい25年度末に学校で計画を立てられるというふうに思います。その時にこうすると決まるとそれですと進められていくわけですが、その時に、その地域のいろいろな行事等々があることも聞きながら、計画というものを作成されて行った方が絶対良いと思うわけですが、そういう事をしたら良いのと思うのですが、どうしても忙しさゆえになかなかそういった地域の人に集まっていたら会議ができたりしていないんじゃないかなという気がしています。ですから土曜活用のスタンダードプランを作らなきゃいけないという中には、進める上で、計画を立てる上でこの時期には会議を開きなさいよというようなことをプランの中に入れていただいて、それがスムーズにいけるよう校長先生に指導いただきたいと思います。といいますのも、この前ちょっと地域の方から、いつも登校指導に出ておるのだけでもこの1年間わしは小学校の校長先生の顔が分からん、といわれる方がおられました。何ですか、と言いましたら、教頭先生は良く分かる。でも校長先生は出てこないからね、なんていうことで、地域等関係は教頭先生が主ですが、それでも校長先生が分からんというのはちょっと困ったことですので、やっぱりそうすると地域との連携ができているかというのできていないと言わざるを得ないので、そういうことがないようにそこらへんも計画の中に取り入れていただけたらというふうに思います。

<山根学校教育課長>

言われることはごもっともだと思っています。今回1月のこの時にご報告させていただいたのも、できるだけ早い時期に学校長に伝えていきたいという思いからでございますので、その辺をお汲み取りいただきながら、本日いただきましたご意見も踏まえて最終的にもう少し確認をした上で早い時期に学校長に伝えていきたいと思っています。

<竹本理事>

補足をさせていただきます。今ご指摘いただいたご意見もこの検討会議の中でずいぶん出されておりまして、今までそういった地域との連携であるとか情報交換というのがなかなかできていなかった、その中で土曜活用を進めていった時に、やっぱりそういったところが非常に大きな課題になったという反省点も出されておりましたので、この取り組みの中でそういった点についても今後連携が進んで情報交換が進みながら学校と社会教育団体、地域が十分連携しながら1年間の計画を組んでいけるような、そういった体制もこの取り組みの中で出来てくるといいな、そんなふうにも思っておるところでございます。

<小松委員長>

再配置によりまして、各地域、地域同士の連携自身を、反対に土曜日活用する学校の中

で、その地域の連携の新たな枠組みができるという良いきっかけになるのではないかと思いますので、よろしくお願ひ致したいと思ひます。

他にござひませんか。

よろしいでしょうか。

〈小松委員長〉

それでは、以上といたしまして本日の議事はすべて終了させていただきます。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願ひ致したいと思ひます。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る12月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

- ① 1月学校行事予定について

〈社会教育課〉

- ① 第24回丹後町少年少女意見発表大会について
② ウェスタンリーグ等実行委員会事業について
③ 久美浜地域公民館活動基礎講座について
④ 京丹後市人権講演会について

〈小松委員長〉

全体を通しまして、何かご質問がござひますでしょうか。

〈小松委員長〉

ござひませんか。

それでは、以上をもちまして第1回京丹後市教育委員会定例会を閉会と致します。ご苦勞様でござひました。

〈閉会 午後2時40分〉

[2月定例会 平成26年 2月 5日(水) 午後3時から]